

令和7年9月定例会 文教公安常任委員会の主な質疑・質問等

令和7年10月6日

発言者	発言要旨
梅津委員	霞城セントラルに供給される電気の供給元について、地域のエネルギー供給機関から東北電力に切り替えたのはなぜか。
教育政策課長	これまで地域熱供給事業者が、ディーゼルエンジン発電設備で電気を霞城セントラルに供給していた。発電設備の老朽化や燃油価格高騰を踏まえ、設備に係る維持管理費用や更新費用を検討した結果、東北電力からの全量供給にした方が長期的に見て非常に有利だという判断があり、4月に切り替えたと聞いている。
梅津委員	県教職員が行った盗撮事案の件数はどうか。
教職員課長（兼）働き方改革推進室長	県教職員の盗撮事案は、過去10年間で8件発生している。昨年度は3件で、今年度は発生していない。
梅津委員	7月10日に文部科学省が発出した「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の規律の服務確保の徹底について」に係る県の対応状況はどうか。
教職員課長（兼）働き方改革推進室長	対応として4点あり、1点目は、7月10日に緊急の都道府県指定都市教育委員会教育長会議が開催され、当該会議資料を各校に送付するとともに、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づく児童生徒性暴力等に該当する行為及び基本指針の内容について、教育職員に対する指導状況の報告を求めた。送付の際には、児童生徒性暴力等に該当する行為があれば、原則懲戒免職となることを明示した。 2点目は、安全安心な教育環境整備に関する取組として、ICT機器利活用については、原則私物の機材を使用しないこと、画像データ等を適切に管理することなど、ルールに基づいて利活用することを通知した。また、教育活動においては、一対一となる、いわゆる密室状態を回避するため、原則複数名での指導体制の構築に取り組むように指導し、さらに研修や不審物等の校内定期点検の実施状況等について報告を求めた。点検に当たっては、盗撮カメラ等の不審物の有無、校舎等の中で死角となる箇所について確認を行い、加えて、定期的な点検だけでなく、不定期点検も行うよう指導した。なお、通知を受けた全県立学校で定期点検を実施しており、また、通知に併せて緊急点検を実施したが、盗撮カメラ等の不審物は発見されなかった。今後も、定期・不定期点検を行い、日常の清掃時等でも教員の目で異常がないか点検するよう学校に指導したい。 3点目は、県教育委員会の相談窓口「ハラスメント・ほっとライン」を児童生徒及び保護者に対し、改めて周知した。併せて、例年9月に実施している児童生徒への「性暴力防止に関するアンケート」について、8月に前倒しで実施した。 4点目は、警察と迅速な連携を行うよう指導した。
梅津委員	盗撮は重大な犯罪と認識しているが、県警察の対応状況はどうか。
参事官（兼）生	盗撮行為等については、山形県迷惑行為防止条例に加え、令和5年7月

発言者	発言要旨
活安全企画課課長	<p>に施行された「性的姿態撮影等処罰法」に基づき、正当な理由がないのに、密に性的な部位やそれらを覆っている下着、わいせつな行為等を撮影する行為等の取締りを推進している。5年以降、7年8月末までに計8人の少年を検挙、補導した。</p> <p>また、学校内における少年が関係する盗撮行為事案に関しては、少年の心情に配慮した捜査を行い、被害少年に関しては、精神的被害の程度や家庭の状況等を総合的に判断し、本人及び保護者の同意を得て、専門的な知見を有する警察職員等のカウンセリング等を行っている。検挙、補導された少年に対しては、必要に応じ、立ち直り支援等を行い、再非行防止を図っている。</p> <p>画像の拡散防止については、盗撮行為のみならず、保管、提供及び送信行為も法律に基づいて取締りを行っている。関係者の供述等に基づく追跡調査やサイバーパトロールの強化に加え、警察庁から委託を受けた「インターネットホットラインセンター」に対し情報提供を行うなど、違法・有害な情報の削除に努めている。</p>
梅津委員	<p>カウンセリングについては、教育委員会の対応も求められる。最近発生した村山及び置賜地域の県立高校での盗撮事案に係る対応はどうか。</p>
高校教育課長 (兼)教育DX 推進室長	<p>今回の事案も含め一般的な対応として、学校現場で事案が発生した場合、被害に遭った生徒もしくは被害に遭ったかもしれない不安を抱く生徒の心のケアについて、管理職がリーダーシップを発揮し、チームとして組織的に対応している。具体的には、被害生徒等からの相談を受ける際には、養護教諭や同性の教員が話を聴くなど生徒が相談しやすい環境を整え、その相談内容や学校生活の様子については、教職員間で情報を共有するとともに、家庭での様子や状況について、保護者と連絡を取る。</p> <p>今回事案が発生した高校に対しては、生徒や教職員への支援が必要と判断し、スクールカウンセラーを臨時に派遣している。スクールカウンセラーは、緊急時に教職員が生徒の様子を観察する際にどのような点に留意すべきかなどについて専門的な見地から助言を行う。また、被害生徒等からの相談をもとに、必要に応じて医療機関等につないでいる。</p> <p>今後もこのような対応を通して、被害生徒等が安心して学校生活を送れるように最大限配慮したい。加えて、県教育センター教育相談ダイヤルなどの相談窓口を周知し、児童生徒が相談しやすい体制の確立に取り組みたい。</p>
梅津委員	<p>スマートフォンの使い方によっては、盗撮行為などの犯罪行為になりうることを教えることが大切だと考えるがどうか。</p>
高校教育課長 (兼)教育DX 推進室長	<p>最近は、SNS等を介して、闇バイトへの勧誘や危険ドラッグ等の違法薬物の入手等の犯罪行為に高校生が巻き込まれる事案が全国的に発生している。また、盗撮被害や性的な写真等の提供を強要される被害も全国的に発生しており、生徒がそれらの犯罪の加害者や被害者にならないよう指導することが学校現場に求められている。</p> <p>高校では、生徒全員が「情報I」を履修し、ネット上のトラブルや犯罪につながる行為の留意点を学習している。加えて、性犯罪やいじめ等も含め、各学校で警察と連携した非行防止教室やインターネット業者等と連携した研修を行っており、生徒及び教職員が多様化する犯罪に対応して制定</p>

発言者	発言要旨
	<p>されている法律等の内容を知り、犯罪の防止等に対する理解を深めている。高校での非行防止教室等の実施割合は、令和6年度で100%である。今後もこれらの取組を継続するとともに、今回の事案を踏まえ、各高校の生徒指導担当教員を集めた会議において、警察等の専門家と連携した犯罪の未然防止に係る取組を充実させるよう改めて働きかけたい。</p>
梅津委員	<p>特殊詐欺、金融犯罪について、山形県の刑法犯検挙率は全国一位だが、一方で、金融トラブルに遭っている割合が全国ワーストと聞いた。金融教育や警察による広報が大事だと考えるが、この状況を打破するための意気込みと取組はどうか。</p>
警察本部長	<p>県内では、今年、警察官を装う手口による特殊詐欺被害が増加しているほか、企業を対象とした不正送金やランサムウェアによる被害も発生しており、その被害状況は極めて深刻である。犯人検挙に全力を尽くすことは当然だが、一番大事なことは被害を未然に阻止することと考えている。警察と県内の防犯団体、経済界、地域の様々な方々が連携し、家庭や職場で声を掛け合い、地域で被害を防ぐことが重要である。</p>
	<p>警察では、山形というコミュニティが持つ地域の防犯力を引き出し、高める役割を果たしたいと考えており、そのための対策を重層的に進めている。具体的には、最新の犯罪手口や被害状況のSNS等による注意喚起、防犯機能の付いた電話機の購入支援、金融機関やコンビニとの連携等の対策を進めている。こうした対策の推進に際し、金融機関と不審な取引についての情報提供、商工会議所や商工会と詐欺やサイバー犯罪の手口情報などの周知についての連携協定を締結するなど、県内経済界との連携に特に力を入れている。</p> <p>引き続き、地域で被害を防ぐ「山形モデル」と胸を張って言えるような様々な対策を進めたい。</p>
梅津委員	<p>ぜひ「山形モデル」を作り、その成果を期待する。今の発言を受けた教育長の所感はどうか。</p>
教育長	<p>将来、生徒が社会に出て生活を送る上で、金融リテラシー教育は今後ますます重要になる。その中で、金融関連の犯罪に巻き込まれないよう学校教育の中でしっかりと教える必要があると認識している。</p> <p>学習指導要領に定められている必履修科目「公共」では、消費者教育の項目で、クーリングオフ制度やトラブルに巻き込まれたときの相談窓口が消費生活センターであるといった情報を教えている。また、必履修科目「家庭基礎」では、悪質商法に係る具体的な事例を提示しながら、被害に遭わないための教育を行っている。また、県金融広報委員会が実施する金融経済教育を、令和6年度は県立学校3校、7年度は1校が指定を受け、金融関係の専門家や警察職員を講師に招き、最新の手口などの情報を教えてもらっている。</p> <p>今後も関係機関と連携をとりながら、力を入れて取り組んでいきたい。</p>
梅津委員	<p>鳥獣保護管理法改正により、猟友会会員（以下「ハンター」という。）が市街地での猟銃使用に関連して、自分が責任を問われるのではないかと不安になっている。ハンターが警察官の指示によって、警察官職務執行法（以下「警職法」という。）に基づいて猟銃を使用したことで動物が駆除</p>

発言者	発言要旨
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>され、安全が保たれることについて、当該ハンターに対し刑事責任を問うことではなく、また、もし事故があった場合は、国家賠償法で補償されることを明確に説明してほしいと考えるがどうか。</p> <p>警職法に基づき危害防止のために、通常必要と認められる措置として、警察官の命令に従って猟銃によるクマの駆除をすることについては、発砲者が刑事責任を問われることはない解される。</p> <p>ハンターは、クマ等を含む有害鳥獣駆除において重要な役割を果たしていると認識しており、ハンターの方々が無用な心配をすることなく、その役割を適切に果たしてもらう必要があると考えている。そのため、合同訓練や研修会等を通じて、警職法又は刑法などの関係法令について周知し、今後も連携して県民の安全確保に努めたい。</p>
今野委員	<p>自転車の飲酒運転に係る道路交通法の改正が昨年あったが、その改正概要はどうか。また、法改正前後の検挙状況はどうか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>令和6年11月の道路交通法の改正により、自転車の酒気帯び運転などの罰則が強化された。自転車による酒気帯び運転については、従前は、酒気帯び運転自体は禁止されていたものの、その違反に対する罰則規定が無かったが、法改正により、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金との罰則規定が整備されたほか、自転車を利用するおそれがあることを知りながら酒類を提供するなど、酒気帯び運転を助長する行為が新たに罰則の対象となつた。</p> <p>また、法律改正前の検挙対象は酒酔い運転であり、検挙数は、令和5年の1年間で6件、6年1月～10月の10か月間で3件だった。一方、酒気帯び運転に罰則が設けられた6年11月以降、7年8月までの10か月間では、酒酔い運転が2件、酒気帯び運転が61件の計63件である。</p>
今野委員	<p>自転車の飲酒運転の危険性はどこにあるのか。</p>
交通指導課長	<p>飲酒運転は、安全運転に必要な情報処理能力及び注意力が低下し、危険察知が遅れること、また、危険を察知してもハンドル操作等に時間を要することなど、交通事故に結びつく危険性が高くなる。</p>
交通指導課長	<p>警察庁の統計によれば、酒気帯びの状態で自転車を運転した場合の交通事故における死亡・重傷事故率は、飲酒していない場合と比較して約2倍高くなる。</p> <p>実際に、県内でも過去に飲酒運転の自転車運転者が用水路に転落して死亡する事例があり、自転車の飲酒運転は命に関わる危険な行為と認識している。</p>
今野委員	<p>飲酒運転の罰則について、自転車と自動車では差があるのか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>飲酒運転における自転車と自動車の罰則の違いについては、道路交通法で「何人も、酒気を帶びて車両等を運転してはならない」と規定されており、この「車両等」に自転車も自動車も両方含まれている。罰則規定についても同様で、法で酒気帯び運転であれば、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金と自動車と同じ罰則が定められている。</p> <p>同様に、飲酒運転をするおそれのある者に酒類や車両を提供した者、同</p>

発言者	発言要旨
今野委員	<p>乗を依頼した者など、飲酒運転周辺者三罪についても自動車と同じ条文、同じ罰則が適用される。</p> <p>罰則が同一であることから、自転車も自動車と社会的責任は同じと考えられる。加えて、自転車による違反者が運転免許保有者であれば、点数制度によらない運転免許の効力停止の行政処分を受けることがある。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>自転車の飲酒運転を繰り返す者への注意喚起等の対策も必要と考えるがどうか。</p>
今野委員	<p>平成25年6月公布の改正道路交通法で、自転車の運転に関し、交通に危険を及ぼす違反行為を反復して行うなど、将来的に交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる者に対する自転車運転者講習制度が規定され、27年6月1日に施行された。この制度は、酒気帯び運転など、道路交通法施行令に規定する一定の危険行為を反復して行い、3年間に2回以上検挙された者に対し、公安委員会が自転車運転講習の受講を命ずるもので、3か月以内に命令に従わず講習を受けない者は5万円以下の罰金が科される。講習は、交通に危険を及ぼすおそれのある者の危険性を迅速かつ的確に改善することによって交通の安全を図ることを目的とし、講習時間は3時間で、講習内容は交通事故の実態などである。施行から令和7年8月末まで県内における一定の危険行為を犯した者の「危険行為登録件数」は、累計で189件であり、講習受講者は1人である。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>今後も適切に対象者に対する講習を実施し、交通に危険を及ぼすおそれがある者の危険性を迅速かつ的確に改善することで再発防止を図りたい。</p>
今野委員	<p>教育委員会におけるこれらの内容の教職員への啓発状況はどうか。</p>
教職員課長	<p>今年度当初に発出した通知において、自転車運転中のいわゆる「ながらスマホ」や自転車による酒気帯び運転等の罰則が厳罰化されたことを取り上げ、各校において研修を行うよう指導している。その後、お盆などのイベント等が控える夏季休業期間の前に、自転車の酒気帯び運転の罰則が強化されていることを改めて取り上げ、また、飲酒運転周辺者三罪である「車両提供罪」、「酒類提供罪」及び「同乗罪」の対象に自転車の飲酒運転が含まれていること等を改めて注意喚起を図った。</p>
今野委員	<p>県民への幅広く丁寧な周知が必要と考えるがどうか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>自転車の酒気帯び運転禁止の県民への周知については、令和6年11月の法改正前から取り組んでいる。具体的には、一つ目として、交通安全教育、関係団体や県民と一緒に取り組む交通安全県民運動等の機会を捉えた情報発信、二つ目は、県警察ホームページ、やまがた110ネットワーク、公式X、テレビラジオなど各種広報媒体を活用した情報発信、三つ目は、交通安全団体や飲食店組合などの各種業界団体に呼びかけ、法改正の周知と自転車の酒気帯び運転防止に向けた対策などへの協力依頼を行っている。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>また、県内で広がりを見せているシェアリング自転車による酒気帯び運転の発生が懸念されるため、シェアリング自転車の運営者に協力を求め、貸出する際の注意喚起対策も進めている。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>飲酒運転は重大な事故につながるおそれのある悪質危険な行為であり、関係機関とも緊密に連携を図り、飲酒運転の撲滅に向けた広報啓発活動を</p>

発言者	発言要旨
今野委員	<p>推進していく。</p> <p>庄内農業高校には学校近傍に実習果樹園があるが、当該果樹園の近くにクマが出没した事案があった。果樹園や農場に行く回数を減らすという影響があると聞いているが、農業系高校において、実習中にクマが出没した場合の対策やマニュアルはどうか。</p>
高校教育課長 (兼)教育DX 推進室長	<p>農業系高校の安全管理対策については、1点目は農業実習前の安全点検を行い、クマの痕跡や食害等があった場合は実施を行わないこととしている。2点目は実習中にクマが接近した場合の対応について、教員と生徒で事前に確認をする。3点目はラジオなどで常時音を出しながら、クマの接近を防ぐ。4点目は市町村等の行政機関と連携し、クマの接近情報の早期入手に努め、クマ出没の可能性があると判断すれば、校外での実習を行わずに校内学習に切り替える。切替による教育課程上の影響はないが、結果として園地に行く回数が減っている場合はある。5点目は農場が少し離れたところにある学校の場合、追加の対策として、バスや公用車等で移動しているのであれば、生徒の避難用にバス等を実習地の近くに待機させていく。6点目はクマが好みそうな果物や野菜について、収穫で傷がついたもの等を園地内に廃棄、放置せずに処理するよう指導している。</p>
今野委員	<p>クマ対策の訓練やマニュアルはあるのか。また、日頃の訓練状況はどうか。</p>
高校教育課長 (兼)教育DX 推進室長	<p>クマに特化した対策マニュアルはない。危機管理マニュアル中で、教員には役割分担があり、例えば、農業実習中であれば、外部に連絡をする職員や生徒を誘導する職員といった役割を規定している。実習に当たっては、事前にそれらを確認している。</p>
今野委員	<p>広い農場ではクマ対策における農業担当教員の負担が過大になっており、農場等の規模を生徒数に合わせて縮小すべきと考えるがどうか。</p>
高校教育課長 (兼)教育DX 推進室長	<p>農業科の学級減等により生徒数が減少しているが、農場面積については、実際の生徒数に応じた面積で実習を行っている。</p> <p>クマ対策では、定期的に教員が草刈りを行うことがあるが、生徒にも草刈り実習等があることから、教員1人に全部の管理が任せられているではなく、役割分担をしながら農場管理を行っている。</p>
今野委員	<p>面積を減らす考えはないか。</p>
高校教育課長 (兼)教育DX 推進室長	<p>農場の面積をこれからどうするかは検討していない。生徒の農業教育に必要な面積をどう活用していくかについて、農業系高校と細かくやり取りをしている。</p>
今野委員	<p>クマ出没による校外学習への影響はどうか。</p>
義務教育課長	<p>具体例としては、山形市内で小学校の水泳記録会が中止、小学校の生活科の虫取りを中止、宿泊学習の日程変更、社会科見学の移動手段を徒歩からバスに切り替えたという影響があったとの報告がある。</p>

発言者	発言要旨
今野委員	クマ対策も含め、通学手段をより柔軟に対応すべきと考えるがどうか。
学校体育保健課長	<p>登下校を含む学校における児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法において、「保護者との連携を図るとともに当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署、その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体など当該地域の住民その他の関係者と連携を図るように努めるものとする」と規定されており、学校に通う全ての児童生徒の安全を確保するため、あらゆる関係機関と連携しながら対応している。</p>
	<p>小・中学生の通学方法は、徒歩、自転車やスクールバスなどがあるが、徒歩通学の場合は、学区の範囲が市街地か山間部かの違い、学校安全ボランティア等の協力体制の有無など、各学校の実情を踏まえ、個人登校又は通学班を構成した登校かを学校が決める。自転車通学の場合は、自転車通学できる範囲を学校が示す。その上で、鳥獣被害や熱中症等、児童生徒に何らかの危険が想定される場合は、学校、家庭、地域関係機関等と連携し、安全確保対策を講じることを前提に、最終的に保護者が通学手段又は登校の可否を判断する。</p>
今野委員	<p>保護者の判断で自家用車により登校した際、それが契機となり、子どもの間で問題が生じる場合もあることから、保護者が判断して良いことをより周知すべきと考えるがどうか。</p>
学校体育保健課長	<p>何よりも児童生徒の安全安心の確保が重要であり、各学校において保護者等の様々な関係者の中での情報共有を図り、児童生徒の安全な通学方法を確保していくものと捉えている。</p>
今野委員	<p>自宅近くにクマが出没した場合、保護者の判断で自家用車送迎をしてもよいことを学校から周知してほしい。様々な判断を保護者に委ねても、保護者は迷う。学区でクマが出没した場合に、学校から何の連絡もなく、保護者任せというのはどうなのか。</p>
学校体育保健課長	<p>最近のクマ出没状況においては、クマの目撃情報があった場合、登下校に関し、関係機関からの情報を整理した上で、各学校の実情に応じて対応している。具体的には、学校の一斉メールで児童生徒や保護者に対して注意喚起を行うほか、登校に関して、登校時間を遅らせることや保護者による送迎等を依頼すること、下校に関して、教職員や学校安全ボランティアなどが引率しながら集団下校を行うなどの対応を取っている。</p>
	<p>また、児童生徒の安全を確保できないと判断した場合には、臨時休校することとし、学校から保護者には、これらの対応に係る登下校手段を連絡している。</p>
今野委員	<p>クマ出没に関し、少年自然の家への影響はどうか。</p>
生涯教育学習振興課長（兼）郷土愛育成室長	<p>クマ対策として、敷地内巡回の強化、爆竹による追い払い、屋外に生ごみを放置せずに屋内での管理徹底などを行っている。また、クマが目撃された場合は、屋外炊飯の場所を玄関脇のピロティ等に移動させるなど、安全確保を最優先にした対策をとりながら運用している。</p>

発言者	発言要旨
矢吹委員	天童市で実施したクマ対応訓練で把握した課題はどうか。
地域課長（兼） 鉄道警察隊長	<p>緊急銃猟の権限を有する市町村や緊急銃猟時の捕獲者となり得る猟友会、現場周辺の交通規制や避難誘導等に従事するほか、警職法に基づき執行を命じる場合がある警察といった関係機関が一堂に会し、緊急銃猟制度に関する理解を深めるとともに、それぞれの役割を確認して迅速な対応が可能となることを目的として訓練を実施した。具体的には、天童市や天童警察署ほか県内各警察署、一部の市町村の担当者ら約100名が参加した。</p>
	<p>本訓練においては、関係機関による正確かつ迅速な情報共有及びその情報伝達の在り方が課題となった。環境省のガイドラインによれば、緊急銃猟の実施までには、クマ対応方針の検討、関係者間での調整、安全確保の措置、緊急銃猟の実施条件の確認、捕獲に関する職員への指示又は外部委託、敷地や建物の立ち入り、そして銃猟という経過が必要である。しかし、現場は流動的で、刻々と変化する状況を各機関が正確に把握し、的確に対応しなければならない。</p>
	<p>警察では、クマの動態、住民の避難誘導や交通規制の状況、捕獲に使用する銃や弾丸の種類などに関する情報を正確かつ迅速に集約して関係機関と共有し、緊急銃猟の権限を有する市町村に協力する立場として訓練に参加したが、各状況下で警察が収集した情報が、関係機関と円滑に共有されない場面があった。今後、関係機関が参加する研修会、実践的な訓練を通じて、現場関係者でお互いの立場・役割を認識しながら情報集約・共有する体制を構築することで、課題を克服していく必要があると認識した。</p>
	<p>引き続き県内全域において、市町村、猟友会、関係機関等における合同訓練や研究会等を重ね、クマの市街地出没事案に対し、適切に対応していく。</p>
矢吹委員	山形交響楽団が実施するスクールコンサートへの支援状況はどうか。
義務教育課長	<p>同コンサートについては、同団体の自助努力により実施してきた。県教育委員会では、同コンサートを実施する市町村に対して、鑑賞料の一部を補助する事業を行っている。</p>
	<p>昨今の少子化や学校の統廃合などを背景に、同コンサートを実施する環境が大きく変わり、鑑賞する児童生徒数の減少に伴い、鑑賞料収入が減少している。実際、同コンサート単体事業では、赤字で運営されているとの相談を団体から受けている。このため、学校単位での実施校募集ではなく、複数校が合同で鑑賞会を開催する方法での募集とすることなどを各市町村教育委員会に依頼することを検討している。</p>
	<p>教育委員会だけでなく、県民文化芸術振興課などの関係機関とも連携しながら、今後検討を進めたい。</p>